

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

July 2026



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

- July 2026 -

台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介

■ はじめに

先月号では、不正の基本類型、主な発生の原因、発覚のきっかけや企業が講じるべき不正対策についてご紹介しました。また、企業が各種管理体制を整備していたとしても不正リスクを完全に排除することは困難である点や、海外拠点においては、物理的距離、言語や文化の違い、さらには管理や監督の難しさなどから、場合によっては問題が発生しやすい状況が生まれ、また、発覚が遅れることがあるという特徴がある点にも触れました。

企業が内部通報を受けた場合、異常な取引を発見した場合、あるいは不適切な行為の存在が疑われる場合には、事実関係をいかに適切かつ効率的に解明するかが重要な課題となります。単に問題の有無を確認するだけでなく、関係者の特定、影響範囲や潜在的な損失を把握することが求められます。さらに、関連する証拠を適切に保全し、その後の意思決定や再発防止策の検討につなげていく必要があります。

近年、多くの企業がフォレンジック調査 (Forensic Investigation) を活用しています。体系的な手法によって証拠の収集・分析・検証を行うことで、事案の全容解明、不正の手口の特特定、さらには内部統制上の不備の把握に取り組んでいます。

本稿では、台湾の日系企業で発生した不正事例を題材に、フォレンジック調査のプロセスと実務上の活用方法について解説します。また、海外拠点において生じやすい管理上のリスクや不正発生の要因を考察するとともに、企業がフォレンジック調査及びリスクベースの管理体制を通じて、早期に異常を検知し、コーポレートガバナンスの強化につなげるための考え方について紹介します。

■ 今回お伝えしたいポイント

- フォレンジック調査のプロセス
- 海外拠点における不正事例の分析
- 不正の手口と兆候の見極め
- 不正発生要因と管理・監督上の課題
- 内部統制及びリスク管理体制の強化

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。
具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介



フォレンジック調査のプロセス

まず、フォレンジック調査(Forensic Investigation)とは、体系的なアプローチに基づき、証拠の収集・分析・検証を行い、事案の事実関係を明らかにするとともに、潜在的な法令違反や不適切行為の有無を把握することを目的としています。

調査結果は、法的措置の検討、内部統制の強化、並びにリスク管理体制の見直しに向けた重要な基礎資料として活用されます。通常、フォレンジック調査は、調査開始、重点項目選定、調査方針の策定、調査の実施、調査結果の取りまとめ及び改善提案というプロセスに沿って進められます。

次ページより、台湾における事例を取り上げ、フォレンジック調査の手法を用いて、不正の兆候をどのように識別し、その事実をどのように検証していくのかについて解説します。



台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介



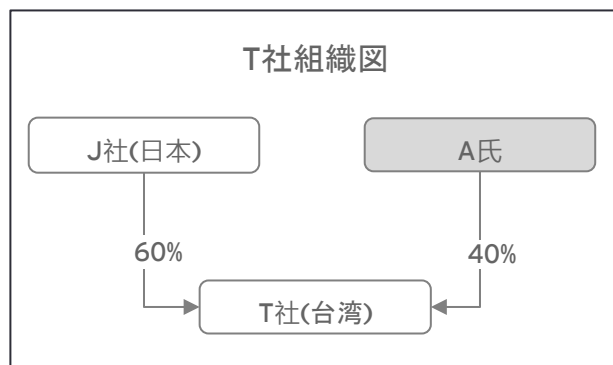
不正事例の分析

事例の背景ときっかけ



案件背景と潜在的な不正リスクの識別

台湾法人であるT社は2名の株主によって共同保有されており、日本法人であるJ社が60%、A氏が40%を出資しています。A氏はT社の董事長兼総経理です。T社は主に設備の販売及び関連する保守・修理サービスを提供しており、長年にわたりJ社と協力関係を維持していました。台湾市場においては、T社がJ社製品の販売代理店として営業活動を行うとともに、台湾の顧客に対してアフターサービス及び保守・修理サービスを提供していました。



調査依頼のきっかけ

J社は、T社との長年にわたる取引関係の中で、複数の異常な兆候を認識するようになりました。具体的には、T社の董事長であるA氏の高額な消費行動から、会社資金の不適切な使用に対する懸念が生じました。また、株主に対する情報開示への協力姿勢も十分とはいえず、長年にわたり監査後財務諸表のみが提供され、会計帳簿の明細資料は開示されていませんでした。そのため、株主は財務情報の完全性及び真実性に疑問を抱くようになりました。これらの状況を受け、株主はT社のコーポレートガバナンス、財務管理及び商取引の妥当性に懸念を抱き、事実関係を確認するための調査を開始することとなりました。

フォレンジック調査の内容



調査開始、重点項目選定、調査戦略の作成並びに調査の実施

調査チームはまず、関連リスクの洗い出しと初期評価を実施しました。その結果、J社が抱いていた疑念のうち、比較的风险が高い領域として資産流用の可能性を特定しました。あわせて、潜在的な影響範囲及び調査の重点項目について評価を行いました。

そして、J社は台湾会社法第218条に基づき、監察人を通じて正式な調査手続を開始しました。

調査チームは、会計帳簿、支払証憑(しょうひよう)、仕入先情報、給与関連資料及び経費精算資料などを確認するとともに、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施しました。

本件では、デジタルフォレンジック調査も取り入れ、その分析結果と、関連資料の確認、ヒアリングを組み合わせ、取引の実在性、業務上の合理性、資金の流れを検証し、不正の兆候や内部統制上の問題点の有無を確認しました。



デジタルフォレンジック調査

デジタルフォレンジックとは、PC、サーバー、メール、チャット、各種システムのログなどに残されたデジタル情報を保全・分析し、事実関係の確認に活用する調査手法です。

今回対象としたデジタル情報



メール履歴

不適切な取引指示ややり取りの有無の確認



チャット履歴

関係者間のコミュニケーション内容の確認



関連ファイルの分析

不適切取引管理ファイルの分析

台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介



フォレンジック調査の結果と不正類型の整理

フォレンジック調査の結果

架空仕入先



調査チームが、T社の主要仕入先の実態確認を行った結果、上位10社のうち4社が同一人物によって支配されていることが判明しました。さらに、これらの会社はいずれも資本金が50万～100万台湾元程度に過ぎない一方で、長年にわたりT社と年間数千万台湾元規模の取引を継続していました。

また、T社では、当該仕入先に対する十分な適格性評価や背景審査が実施されておらず、通常の商取引慣行と比較して不自然な状況が認められました。さらに、商品の流れを追跡したところ、入庫伝票やその他の証憑資料を入手できず、取引の実在性を裏付ける十分な証拠は確認されませんでした。

加えて、資金の流れを分析した結果、T社はこれらの会社に対し、複数回にわたり受取人が明確に限定されていない小切手で支払いを行っていました。実際にはA氏が当該小切手を受領・換金していたことから、これらの仕入先は、架空仕入先である可能性、あるいは会社資金の流出に関与していた可能性が示唆されました。

架空従業員



調査チームが、従業員台帳と給与所得源泉徴収の申告資料と照合したところ、一部の給与受給者が会社の人事記録に登録されていないことを確認しました。さらに、これらの一部は董事長A氏の親族、またはその他の特別な関係者である可能性が認められました。

これに対し、A氏は、当該支出は外部コンサルタントへの業務委託報酬であると説明しました。しかし、調査過程では、コンサルティング契約書、業務記録、報告書など、実際にサービスが提供されたことを裏付ける資料は確認されませんでした。

そのため、当該支出に合理的な業務目的があったとは確認できず、架空従業員や名義借りによる給与支払いを通じて、会社資金を流用していた可能性が高まる結果となりました。

私的利用の疑いがある経費精算



調査チームは、仕入先取引や給与支出に加え、交際費、広告宣伝費及びその他の経費についても複数の異常な支出を確認しました。具体的には、高級ブランド品や衣類・アクセサリーの購入、贈呈先の記載がない高額ギフトセット、明確な業務目的が確認できない接待費用などが含まれていました。

これらの支出の一部は、帳簿上、販売促進費や顧客接待費として処理されていました。しかし、会社は当該支出と営業活動との関連性を裏付ける十分な資料を提出できませんでした。

フォレンジック調査では、企業活動と合理的な関連性を確認できない取引や、適切な証憑資料が欠如している場合には、不適切な経費精算を示す重要な警告サインとみなされます。また、このような事象は、会社資金の私的流用の有無を検証する上で、重要な調査の手掛かりとなります。



先月号で紹介した資産流用の類型のうち、不適切な支出は、実務上最も多く見受けられる不正手法の一つです。

現金や棚卸資産の直接的な横領、あるいは売上金の着服と比較すると、不適切な支出は通常の取引を装って行われることが多く、発見が困難であるという特徴があります。

台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介



不正発生要因の分析

本事例における不正の発生要因分析

管理規程や 職務分掌がない	長期間 ジョブローテーションなし	事業部門に 対するけん制が弱い
通報制度がない・ 機能していない		親会社・上席者からの 過度な圧力
重要性が低い拠点 遠隔地・物理的距離	新規ノンコアビジネス、M&A	利益優先の人事制度

先月号では不正要因が発生しやすい状況を上記の通りまとめました。本事例の調査結果を踏まえると、不正が長期間にわたり継続し、拡大した背景には、主に以下の状況があったためと分析できます。

仕入先管理体制の不備

調査の結果、複数の主要仕入先が同一の責任者によって支配されており、資本金が比較的少額であるにもかかわらず、多額の取引を行っていたことが判明しました。
また、サプライヤーに関する十分な背景審査の記録もありませんでした。仕入先の登録や審査が形式的となる場合、架空仕入先やペーパーカンパニーが紛れ込む余地が発生し、かつ発見されにくい状況が生まれます。

職務分掌及び監督体制の不備

本事例では、小切手による支払いや会計記録の多くが一部の担当者によって管理されていました。また、一部の取引には個人的な支出も関連し、さらに、小切手の実際の受取人と帳簿上の受取人が一致しない事例も確認されました。支払、会計及び承認機能が適切に分離されていない場合や、独立したレビュー体制が整備されていない場合には、不正行為が日常業務の中に潜みやすくなります。

異常取引のモニタリング及び内部通報制度の欠如

架空仕入先との取引、架空給与、不適切な経費精算のいずれも、長年にわたり蓄積された結果です。このことは、会社が有効な異常取引の分析体制を構築していなかった、または関連する制度は存在していたものの実際には運用されていなかったことを示しており、その結果、問題を早期に発見することができませんでした。

文書保存及び内部統制環境の脆弱(ぜいじゃく)性

会社は、一部の銀行残高調整表、購買関連書類、検収資料及びその他の重要な証憑を提出することができず、多くの取引の実在性を検証できませんでした。企業において適切な文書保存制度及び内部統制手続が整備されていない場合、会社資金の流用リスクが高まるだけでなく、その後の調査及び責任追及もより困難になります。

海外拠点における「目が行き届きにくい」問題

本事例は、多くの多国籍企業に共通する管理上の課題も浮き彫りにしています。海外拠点の地理的な距離、言語の違い、及び経営の現地依存などの要因により、親会社として海外拠点の運営状況をタイムリーに把握できない場合があります。現地経営陣に比較的大きな裁量権が与えられている一方で、親会社の監督・監査リソースが限られている場合には、異常な取引が通常の業務活動に潜む可能性があり、問題が何年も継続した後に初めて発覚することもあります。

台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介



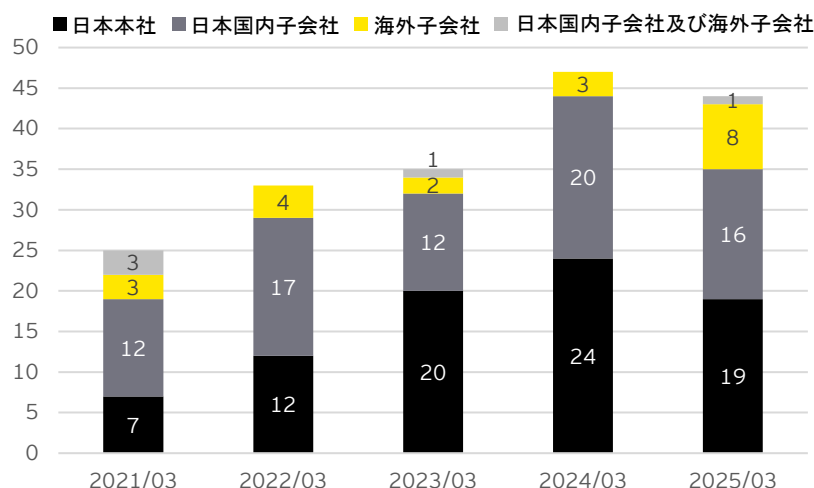
不正発生の傾向及び海外拠点における不正リスク管理



不正発生の傾向 — 海外拠点での不正発覚の増加

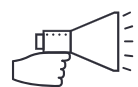
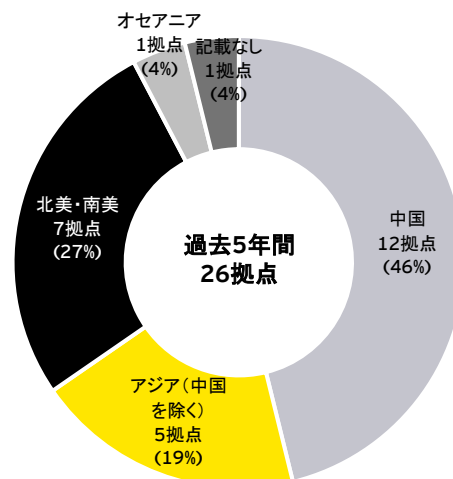
日本公認会計士協会（JICPA）が、2021年3月期から2025年3月期において公表された各社の調査報告書を分析した結果、海外子会社における会計不正事案は、2025年には前年と比べて件数が大幅に増加しています。資産の横領や経営者不正に加え、内部統制やコンプライアンス体制の長期的な不備を背景として、潜在的な不正や不適切な会計処理も増加傾向にあります。近年の主な不正事例としては、架空取引、棚卸資産や仕掛品に関する不適切な会計処理、不正な経費精算などが挙げられます。また、一部の海外拠点では、会計制度に対する理解不足、在庫管理の不備、さらには親会社とのコミュニケーションや監督体制の不備といった問題が依然として存在しており、この結果、異常が適時に発見・改善されない状況が生じています。

会計不正の発生場所



出典：JICPA《上場会社等における会計不正の動向》2025年7月

会計不正が発覚した海外子会社の所在地域



本事例から見る海外拠点の不正リスク管理

企業が不正を効果的に防止し、また早期に発見するためには、単に制度を整備するだけでは十分ではありません。経営陣の姿勢、事業リスクへの理解、リスクベースの内部統制の構築、海外拠点や関係会社に対する継続的なモニタリングが重要です。

多くの不正事案は、制度が存在しないことによって発生するのではなく、既存の制度が十分に運用されていないことによって発生しています。また、経営陣が業績目標を過度に重視するあまり、リスク管理の重要性を軽視することも、不正発生の要因となります。

JICPAが公表した『上場会社等における会計不正の動向（2025年版）』*によれば、近年、海外拠点における不正事案は増加傾向にあり、特に資産の流用、経営者主導の不正、社内外の関係者による共謀、第三者企業を介した資金流出に関する事案が多く見受けられます。

海外拠点では、地理的な距離、言語の違い、現地化した事業運営といった要因が存在し、海外拠点は親会社の実態をタイムリーに把握しにくい傾向があります。その結果、不正が発生しやすい高リスクな領域となる場合があるといえます。

*日本公認会計士協会「経営研究調査会研究資料第12号『上場会社等における会計不正の動向（2025年版）』の公表について」（2025年7月24日）

台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介



海外拠点の不正リスク管理



本事例から見る海外拠点の不正リスク管理(続)

本事例は、海外拠点における不正の典型例の一つです。架空仕入先、架空従業員への給与支給、不適切な経費精算といった異常取引の背景には、単なる個人の不正行為だけではなく、仕入先管理、支払承認、人事管理及び異常取引のモニタリングといった長年にわたり蓄積された内部統制上の不備があります。さらに、多くの異常取引は日常業務において長期間にわたり存在していたにもかかわらず、有効に識別・追跡されていませんでした。その結果、問題は徐々に拡大し、重大な不正事案へと発展しました。

したがって、企業が海外拠点における不正リスクに対応するためには、リスクベースの管理アプローチを実行することが重要です。すべての業務プロセスで完璧な統制を目指すのではなく、購買、支払、現金管理、給与管理、在庫管理及び第三者との取引など、不正が発生しやすい高リスクの領域を優先的に特定し、限られたリソースを重要なプロセスに集中させる必要があります。長期間取引のある仕入先、異常な支払い、関連当事者取引及び高額な経費精算については、定期的なモニタリングや独立したレビュー体制を構築し、不正発生リスクを低減する必要があります。

親会社は現地の経営陣に管理を全面的に委ねるのではなく、リスクの高い事項について継続的に監督を行う必要があります。例えば、定期的な内部監査、取引データの分析、仕入先の背景審査、棚卸資産の実地棚卸、不正リスク評価などが考えられます。

JICPAの調査によれば、多くの不正事案は、日常的な管理活動ではなく、内部統制手続、内部通報、監督当局による調査、あるいは第三者による調査・監査を通じて発覚しています。そのため、実効性のある内部通報制度を整備するとともに、従業員が異常な事象を積極的に報告できる環境を構築することが、不正の早期発見に向けた重要な鍵となります。

リスクベースの管理アプローチ

現地の日常的な管理

購買管理

支払管理

給与管理

在庫管理

etc.



異常検知のための仕組み

データ分析

モニタリング

内部監査

通報制度

etc.

台湾拠点でも起こりうる不正取引 事例に基づく不正リスクの考察と調査事例の紹介



実効性のある内部統制の構築のために

本事例及び近年の日本企業における海外拠点の不正事例を踏まえると、不正は単一の内部統制の不備によって発生するものではなく、長年放置されてきた管理上の盲点が蓄積された結果として発生するケースが少なくありません。そのため、親会社は制度を整備するだけでなく、以下のような管理施策を積極的に講じることが重要です。

- 「業績よりも誠実性を優先する」企業文化の醸成
- リスクベースでの管理・監督リソースの配分
- 海外拠点のガバナンス及び現場管理の強化
- 継続的なモニタリング体制の構築
- 内部通報の促進及び通報者保護の徹底
- リスク評価結果の定期的な見直しと更新

本事例から得られる示唆として、上記のような施策を通じて架空仕入先、異常な資金移動、架空給与、あるいは事業上の合理性を欠く支出を早期に識別できていれば、重大な損失が発生する前の段階で発見できた可能性があります。

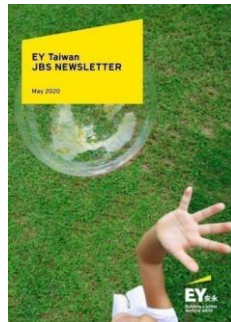
したがって、多大な時間とコストを投じて事後的に調査や損害回復を行うよりも、実効性のあるリスク管理体制及び早期警戒体制を構築することが、海外拠点における不正リスクを低減する上で最も費用対効果の高い対応策であると考えられます。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

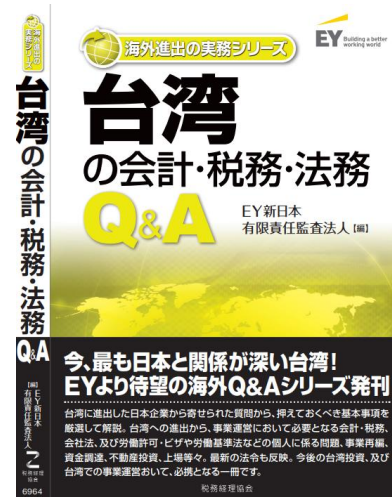
発行月	タイトル
2026年6月	台湾拠点でも起こりうる不正取引 海外拠点の管理で押さえておきたい不正の基礎
2026年5月	台湾の租税優遇と日台で求められるミニマムタックス
2026年4月	外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新 規定と留意事項
2026年3月	組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～
2026年2月	租税協定における事業所得の免税にかかる実務と留意点
2026年1月	台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関 する留意事項

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、
またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について

これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド(日本語・中文)」、およびEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、ともに最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2026年7月23日 2026年7月21日	台北(WEB同時配信) 台中	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2026年6月5日	台北(WEB同時配信)	日系企業向け不正リスク対応セミナー
2025年12月18日 2025年12月16日	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

Forensic & Integrity Services

袁靖國 副總經理
0978 069 839
Jim.Yuan@tw.ey.com

洪榆鈞 資深經理
02 7756 5855
Eugene.YC.Hung@tw.ey.com

林威揚 資深經理
02 7756 5840
Kevin.WY.Lin@tw.ey.com

陳庭萱 經理
02 7756 6809
Tanya.TS.Chen@tw.ey.com

Tax Services

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2728 8867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 7756 6884
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 7756 9032
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14009455
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報入手できます。二次元バーコードをご利用ください。

